

【聞き取り事項について】

多治見市議会議員政治倫理条例第6条 第1号、第2号、第10号に該当する行為があったのかという視点を持って聞き取りを行う。

多治見市議会議員政治倫理条例

第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- (2) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (10) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

1. 請求者への聞き取り

審査請求書を提出するに至った経緯

2. 対象者への聞き取り

- ① 何の目的でどのようなことを行ったのか。
- ② 不適切な行為という認識はなかったのか。
- ③ 自身の取られた行為により、成田議員の発言に影響があったと考えるか。
- ④ ジェスチャーによる指示はどんな指示であったか。
- ⑤ 自身が傍聴者だという認識はあったのか。
- ⑥ 議事妨害に該当するという認識はあったのか。
- ⑦ 弁明はあるか。

3. 関係者への聞き取り

(1) 成田議員

- ① 奥村議員からどんな行為があったのか。
- ② 奥村議員の行為により、議会運営委員会において自身の発言に影響はあったのか。

(2) 議会事務局書記

- ① 奥村議員のどのような行為を見て、どのように注意をしたのか。
- ② 注意をした際、奥村議員の様子はどのようなであったか。

(3) 議長

- ① 奥村議員の行為は、不適切な行為との認識はなかったのか。
- ② 奥村議員が事務局書記から注意されたとき、どのような対応をされたか。

【事実関係の整理】

【審査請求書の政治倫理に違反する事実】

令和7年6月25日の議会運営委員会において、傍聴者の立場で、

- ① スマートフォンを用いて写真を撮影し、委員に対してスマートフォンから指示とともに送信したこと。
- ② 委員に対し、配布資料に指示を書き込み、渡したこと。